

## 死亡届を提出されたご遺族のかたへ(ご案内)

○死亡届を提出した後に、「亡くなられたかたの市役所での手続き」についてのご案内です。

※ご不明な点がありましたら担当課までお問い合わせください。富士見市役所 電話 049-251-2711(代表)

チェック欄	項目	手続き内容	必要な持ち物	受付窓口 (担当課)
	住民票	・死亡届の提出により住民票の処理をしますので、届出の必要はありません。 ※世帯主を変更したい場合は、お問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁されるかたの本人確認書類(運転免許証など)</li> <li>※その他、親族関係のわかる書類が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。</li> <li>・各種返納するカード。</li> <li>※来庁されるかたの本人確認ができる証明書などが必要ですので、お問い合わせください。</li> </ul>	市役所1階 (市民課)
	戸籍謄本 (除籍謄本等)	・死亡届の提出により戸籍に死亡事項を記載します。 ※記載が完了するまでに、死亡届を提出した日から、7日～10日程お待ちください。		
	住民基本台帳カード	・カードをお持ちの方は返納してください。		
	マイナンバーカード (個人番号カード) または、通知カード	・カードをお持ちの方は返納してください。 ※ただし、亡くなられた後、相続などの手続きにマイナンバーが必要になる場合もありますので、しばらくの間、返納せず保管しておくことも可能です。		
	国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主様が葬祭費支給申請をしてください。</li> <li>・亡くなられた方が世帯主の場合は、相続人代表者指定届をご提出ください。</li> <li>・保険料は再計算して後日お知らせします。(公的年金から特別徴収されている方は通知に時間がかかる場合があります)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きにより必要書類が異なりますので、各担当にお問い合わせください。</li> </ul>	市役所1階 保険年金課
	後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪主様が葬祭費支給申請をしてください。</li> <li>・保険料は再計算して後日お知らせします。(公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります)</li> </ul>		
	年金	・死亡一時金、遺族基礎年金、未支給年金等の手続きが必要となる場合があります。(場合によっては、年金事務所もしくは各共済組合への手続きが必要となる場合もあります。)		
	住民税	・亡くなられた方が課税されている場合は、相続人代表者指定届をご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)</li> </ul>	市役所1階 税務課
	軽自動車税	・軽自動車・軽二輪・二輪小型・原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している方は手続きが必要ですので、お問い合わせください。	・詳細はお問い合わせください。	
	固定資産税	・土地・建物の所有者が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届をご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等)</li> </ul>	
	税金の口座振替	・口座振替納付の方は、口座振替の停止、変更の手続きが必要になりますのでお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書と通帳、印鑑又はキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)</li> <li>※詳細はお問い合わせください。</li> </ul>	市役所1階 収税課
	教育・保育に関する 支給認定	・支給認定証が必要な、未就学児の教育・保育施設を利用している場合は、支給認定の変更申請が必要です。	・支給認定証	市役所1階 保育課
	放課後児童クラブ	・入室申請内容の変更申請が必要です。	※お届けにより、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。	
	こども医療	・受給者の喪失の届出、新たに受給者となられる方の申請が必要です。 ※18歳年度末までの児童がいる場合。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格証</li> <li>※お届けにより、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。</li> </ul>	市役所1階 子育て支援課
	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者の変更手続きが必要です。</li> <li>※亡くなられた受給者へ手当の未払いがある場合、「未支払児童手当請求書」が必要です。</li> <li>※18歳年度末までの児童がいる場合。</li> </ul>	※お届けにより、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。	
	ひとり親家庭等 医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者の喪失の届出、新たに受給者となられる方の申請が必要です。</li> <li>※18歳年度末(一定の障害がある20歳未満)までの児童がいる場合</li> </ul>	※お届けにより、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。	

チェック欄	項目	手続き内容	必要な持ち物	受付窓口 (担当課)
	児童扶養手当	・受給者の喪失の届出、新たに受給者となられる方の申請が必要です。 ※亡くなられた受給者へ手当の未払いがある場合、「未払手当請求書」が必要です。 ※18歳年度末(一定の障害がある20歳未満)までの児童がいる場合。 (対象児童が亡くなられた場合は、喪失または額改定の届出が必要です。)	※お届けにより、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。	市役所1階 子育て支援課
	身体障害者手帳		・身体障害者手帳	市役所1階 障がい福祉課
	療育手帳	・担当課で必要な書類に記入し該当する障害者手帳をお返しください。	・療育手帳	
	精神障害者 保健福祉手帳		・精神障害者保健福祉手帳	
	自立支援医療 受給者証 (精神通院・更生・ 育成医療)	・受給者証をお返しください。(喪失の届け出が必要です)	・自立支援医療受給者証	
	重度心身 障害者医療	・受給者証をお返しください。喪失の届け出が必要です。また、口座変更手続きが必要な場合があります。	・受給者証 ・口座番号のわかるもの	
	在宅重度心身 障害者手当	・受給者の喪失の届け出が必要です。口座変更手続きが必要な場合があります。		
	難病患者見舞金	・受給者の喪失の届け出が必要です。口座変更手続きが必要な場合があります。	・口座番号のわかるもの	
	特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当	・受給者の喪失の届け出が必要です。亡くなられた方に手当の未払いがある場合、「未支払手当請求書」が必要な場合があります。		
	富士見市福祉タクシー 利用券	・富士見市福祉タクシー利用券をお返しください。	・富士見市福祉タクシー利用券	
	市内循環バス 特別乗車証(黄色)	・市内循環バス特別乗車証(黄色)をお返しください。	・市内循環バス特別乗車証 (黄色)	
	市内循環バス 特別乗車証(薄緑色)	・市内循環バス特別乗車証(薄緑色)をお返しください。	・市内循環バス特別乗車証 (薄緑色)	市役所1階 高齢者福祉課
	介護保険	・介護保険被保険者証をお返しください。 ※保険料は再計算して、後日お知らせします。 ※公的年金から特別徴収されている人は通知に時間がかかる場合があります。	・印鑑 手続きにより必要書類が異なりますので、お問い合わせください。	
	在宅高齢者 支援事業	・事業を利用していた方は、利用停止申出書を提出してください。	※緊急時連絡システム、徘徊探知機、貸与の電話をご利用の方はご返却ください。	
	ふれあい収集事業	・事業を利用していた方は、利用停止届出書を提出してください。	※回収ボックスをご返却ください。	
	老人介護手当	・老人介護手当を受給されていた方は、老人介護手当異動届を提出してください。		
	埼玉県思いやり 駐車場制度	・埼玉県思いやり駐車場制度利用証をお返しください。	・埼玉県思いやり駐車場制度 利用証	
	富士見市デマンド タクシー利用登録証	・富士見市デマンドタクシー利用登録証をお返しください。	・富士見市デマンドタクシー 利用登録証	市役所2階 都市計画課
	家の管理・処分等	・亡くなられた方が家を所有している場合は、法務局で相続登記手続きをお願いします。 ※家の管理・解体・売却・賃貸など、今後の方向性を定めるため、ご相談ください。		市役所2階 建築指導課
	上下水道	・水道使用者が亡くなられた場合、名義変更または使用中止届が必要になります。	※お届けにより、必要書類が異なりますので、水道お客様センターまでお問い合わせください。	市役所分館2階 水道お客様 センター (水道課)
	受益者負担金	・亡くなられた方に完納していない受益者負担金がある場合は、お問い合わせください。	・印鑑 ※お届けにより、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。	市役所分館3階 下水道課